

習志野市教育委員会会議録  
(平成19年第4回定例会)

1 期 日 平成19年4月18日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時30分

2 出席委員 委員長 栗原伸夫  
委員 小泉俊雄  
委員 青木克己  
委員 吉村博与  
委員 植松榮人

3 出席職員 副教育長 佐藤慎一  
教育総務部長 小滝益夫  
学校教育部長 柴田史香  
生涯学習部長 小林伸二  
学校教育部参事 村山源司  
学校教育部参事 渡辺伸治  
教育総務部次長 加藤清一  
生涯学習部次長 山崎敏雄  
教育総務部副技監 鈴木知行  
教育総務部・学校教育部副参事 野中良範  
学校教育部副参事 鶴岡智  
総合教育センター所長 寺本修和  
指導課長 若崎光美  
社会教育課長 早瀬登美雄  
菊田公民館館長 桑田裕治  
生涯スポーツ課長 竹下博  
青少年課長 長谷川隆  
青少年センター所長 澤田敏春  
教育総務部主幹 福山宗起  
教育総務部主幹 綱島潤  
教育総務部主幹 佐々木重春  
学校教育部主幹 高柳英昭  
学校教育部主幹 鈴木博  
生涯学習部主幹 及川隆志  
生涯学習部主幹 土屋操

#### 4 会議内容

委員長が

平成19年度習志野市教育委員会第4回定例会の開会を宣言。

委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第10号ないし第14号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について諮り、議案第10号ないし第14号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成19年第3回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

#### 報告事項（1）平成19年習志野市議会第1回定例会一般質問について

教育総務部次長が

平成19年習志野市議会第1回定例会について、教育委員会に係る一般質問は、こども部を含め11名の議員から21項目の質問があったことを報告し、その概要を説明。

委員が

教育委員会に係る一般質問の答弁概要について、我々には丸一ヶ月も知らされていない。もう少し早く知らせてほしい、と要望。

また、答弁主旨のなかで、不登校児には学校からの指導が入りにくく、家庭との連携を取るのが難しい場合があるとあるが、どういうことなのか、と質問。

指導課長が

長期休んでいる児童生徒に対しては、家庭訪問、電話等で連絡を取るが、交友関係等を改善するには、学校に来て友達と一緒に遊んだり勉強することが大事であると保護者に説明しても、受け止めてもらえない場合がある、と回答。

委員が

学校からの指導が入りにくいままにしておくのか、家庭との連携が取れないままにしておくのか、と質問。

指導課長が

現在、各小中学校に教育相談員、生徒指導主任等を配置し、必ず学校の方から連絡を取るようになっている、と回答。

委員が

指導が入りにくい生徒は何人いるのか、それに対して何をしているのか、どういう理由

で家庭と連携が取れないのかなどが、この答弁主旨ではわからない。教育委員にも知らせてもらわないと、問題が起きた時に対応出来ない、と発言。

学校教育部長が

質問議員には具体的に細かい数字等を提示しているが、議場での答弁は、概要のみとしている。教育委員に詳細を求められれば答える用意をする、と回答。

委員が

後日、教育委員として回答を求める、と発言。

学校教育部長が

答えられるようにしておく、と回答。

委員が

市議会では概要でも、教育委員へは詳細も含めて説明してもらいたい、と要望。

委員が

今までも、教育委員が知らないのに教育長の人事等、重要な事柄を一般の人が知っているということを何回か経験している。その点を改善してもらいたい、と要望。

委員が

教育委員会の情報は、一早く委員に伝える体制を整えて欲しい、と要望。

委員が

学童保育指導員の経験年数で長い人でどれくらいなのか、また、指導員の確保が難しくなっているのかどうか教えて欲しい、と質問。

青少年課長が

昨年度末の放課後児童会指導員の経験年数について、10年以上が4名、5年以上10年未満が5名、3年以上5年未満が9名、1年以上3年未満が20名、1年未満が19名となっている。

また、指導員の確保について、現状では、勤務時間が平日13時から18時、土曜はフルタイムということもありませんが確保しにくい状況である。そういった中で、PTA、親の会、知り合い等に声をかけ、少しでも確保しようと努力している現状である、と回答。

委員が

どれくらいの年収家庭が要保護、準要保護の対象なのか、と質問。

副教育長が

要保護は、生活保護を受けている家庭、準要保護は、生活保護を受けている家庭年収の1.3倍以内の家庭が対象である、と回答。

委員が

放課後児童会の指導員を増やすのは賛成である。また、校内で運営されている児童会で子供たちの事故が起こった場合、指導員が責任を持って処理するのか、或いは校長が全てを管轄するのか教えて欲しい、と質問。

青少年課長が

学校の下校時までは学校の管理下であり、放課後児童会に入って家に着くまでが放課後児童会の管理下ということになる。よって、児童会に入って学校のグラウンドで事故が起こった場合は、その処理は指導員が行うということになる。ただし、ある程度大きな事故の場合は、学校に専門の養護教諭がいるので、お手伝いいただきたいということは先日の校園長会議の時にお願ひした。指導員に学校との連携を取るよう指導している、と回答。

委員が

そういう状況になった時に指導員が複数いる場合、指導員間の指示命令系統はどうなっているのか、と質問。

青少年課長が

現時点では主任という制度はなく、合議制という形になっている。ただ、その中で経験年数の長さや、児童会に長年勤めておりその地域や子供たちのことを熟知している方がリーダーとなる場合がある。またそういう場合では、すぐ青少年課に連絡をもらい、こちらから指示、命令するということもある、と回答。

生涯学習部長が

学童保育事業の所管として、事故処理等の責任系列は確立する必要があると考えているが、指導員の処遇がそういうシステムになっておらず、市全体で検討すべき課題である。また、大規模児童会の問題については、習志野市は学校施設の中で児童会が運営され、学校との連携も取れるようになっており、スペースや児童数の基準の中で、定員を設けずに希望者を受け入れながら今日的な子育て支援に対応して努力をしている。なお、最近障害を持った児童の入所が増え、大規模の児童会の中で、指導員の加配も含めどうやって対応していくかという問題もあり、その他不十分な点については、教育委員等の指導をいただきながら更に努力していきたい、と回答。

委員が

緊急対応のマニュアルは作成していただきたい、と要望。

委員が

指導員が不足しているのであれば、団塊の世代の方々に担っていただくのはどうか、また学校の森作りについて、避難所となる学校には、耐火樹、防火樹などの防災を意識した木を植えているところがない。今度木を植える計画の場合はそういうことを考慮して植えていただきたい、と要望。

委員が

陶磁器の給食への利用、雑木林を学校にとあるが、どういうことか、と質問。

学校教育部長が

議員の本音として、本物の食器を学校でということで、本会議で要望として質問していた。現在、子供の安全面、コスト等を考慮して検討中である、と回答。

教育総務部次長が

子供たちが地域と一緒に緑を増やしていくというコミュニケーションの中から、命の大切さなどを体得し、成長に役立てることは出来ないかという話が議員からあった、と回答。

委員が

食器のことは7～8年前にも教育委員会で検討された。現在使っているポリカーボネイト製の食器は環境ホルモンの流失が心配されるので、陶磁器に変えられないかという議員からの質問であったが、当教育委員会では陶磁器は割れやすい、環境ホルモンの流失も多くないという理由で今の食器を使用することで決着がついたのではないかと発言。

副教育長が

議員から提案されたもので、子供にとってよりよく、より安全なものは前向きに取り入れていきたい、と回答。

委員が

雑木林の件について、落ち葉の時期などは掃除が大変。議員の方々にはそういう事情も考慮した上で要望していただきたい、と発言。

委員が

認定こども園についての質問は、悪いことと思っただけの発言だと受け取れるのだが、どうなのか、と質問。

学校教育部副参事が

保育に欠ける児童に対する施設面での良い点が、保育所ではなく幼稚園の基準に合って低くなってしまっているのではないかと、ということで反対の立場をとっているが、東習志野こども園は、幼稚園においても、保育所においても国の基準よりもさらに充実した内容となっているので、そういった懸念には当たらないと認識している、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は承認された。

## 議案第9号 習志野市放課後児童健全育成事業条例施行規則の一部改正について (青少年課)

青少年課長が

放課後児童会の保育時間を延長し、午後7時までに変更するものである。保護者からの

実施希望が強く、平成19年第1回市議会において、午後7時まで延長するための新年度予算案が承認され、また、19年4月に基本方針及び実施計画を確定し、懸案事項の解決が図られたため、改正の提案をするものである、と概要を説明。

委員が

保育時間を延長させることが児童の健全育成につながるのか、子供が母親と一緒にいる時間が少なくなるのが心配である、と発言

青少年課長が

入所児童家庭は共働き世帯であり、現在午後5時ぐらいに子供たちが集団下校という形で帰っており、子供は母親が帰ってくるまで家に一人であるのが現状である。開設時間の延長により指導員と過ごしたり、友達と遊んだりすることで健全育成につなげたい、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第9号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成19年5月23日（水）午後3時に決定された

〈議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号及び議案第14号は非公開〉

委員長が議案第10号から議案第14号について、会議規則第17条第2項の規定により、一括議題とすることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

**議案第10号 習志野市通学区域審議会員の委嘱について** (学校教育課)

学校教育部長が

委員の委嘱について概要を説明。

**議案第11号 習志野市社会教育委員の委嘱について** (社会教育課)

社会教育課長が

委員の委嘱について概要を説明。

**議案第12号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について** (社会教育課)

社会教育課長が

委員の委嘱について概要を説明。

**議案第13号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について** (社会教育課)

社会教育課長が  
委員の委嘱について概要を説明。

**議案第14号** 習志野市スポーツ振興審議会委員の任命について (生涯スポーツ課)

社会教育課長が  
委員の任命について概要を説明。

質疑の後、採決の結果、議案第10号から14号は原案どおり可決された。